

## F A 1 8 C ホーネット機から民間地域への部品落下事故に関する意見書

平成16年6月15日に北谷町美浜の民家の庭で発見された金属製の不審物が、米海兵隊の戦闘攻撃機F A 1 8 Cホーネットからの落下物であることが、8月6日におこなわれた在沖米海兵隊からの報告で判明した。

米軍の説明によると、落下したのは「チェンバアセンブリー」という付属部品を固定する金具であり、飛行機自体の欠陥ではなく整備点検にかかる人為的なミスである。原因究明と対策のため報告までに時間を要したとのことである。しかし、事故発生の原因と再発防止の対策については、調査期間の長さ比べほとんど触れていないのは不誠実な報告と言わざるを得ない。

米軍機からの部品等の落下事故は、判明しただけでも復帰後これまで26回あり、最近では平成14年4月の訓練用照明弾、燃料補助タンク、風防ガラスの落下事故が立て続けに起こったことは記憶に新しいことである。米軍はそのたび毎に安全確保や隊員教育の徹底を約束するが、事故の再発を防止することはできなかった。

今回の事故は民間地域への落下事故であり、人命にかかわる重大事故に至らなかったとはいえ、事態は特に深刻に受け止めなければならない。米軍による基地使用の権限は、基地を提供している住民の人命・財産を危険にさらすことまで許容しているものではない。

よって、北谷町議会は町民の生命財産を守る立場から、米軍による度重なる事件事故に対し関係機関へ強く抗議するとともに、下記事項について速やかに対処するよう強く要請する。

### 記

- 1 事故発生事実についての本町への情報伝達は速やかにおこなうこと。
- 2 事故原因を徹底究明し、再発防止対策を公表すること。
- 3 住民地域上空での飛行を即時中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年8月11日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

外務省沖縄担当大使      那覇防衛施設局長      沖縄県知事